

# 東近江市における 介護予防・日常生活支援総合事業 について

事業者向け説明会  
平成28年2月15日(月)

東近江市 健康福祉部 長寿福祉課

人口減少社会による担い手不足  
の中で増大する地域のニーズ  
に応えるには

活動的生活の継続による  
介護予防の強化  
専門職以外の  
生活支援の担い手の確保

をすることが必要です

# 1 総合事業の基本的な考え方

## 介護予防

役割をもって地域で継続して活動に参加していくことが、結果的に介護予防につながる

今までの

「介護予防 = 運動」

から発想の転換が必要！

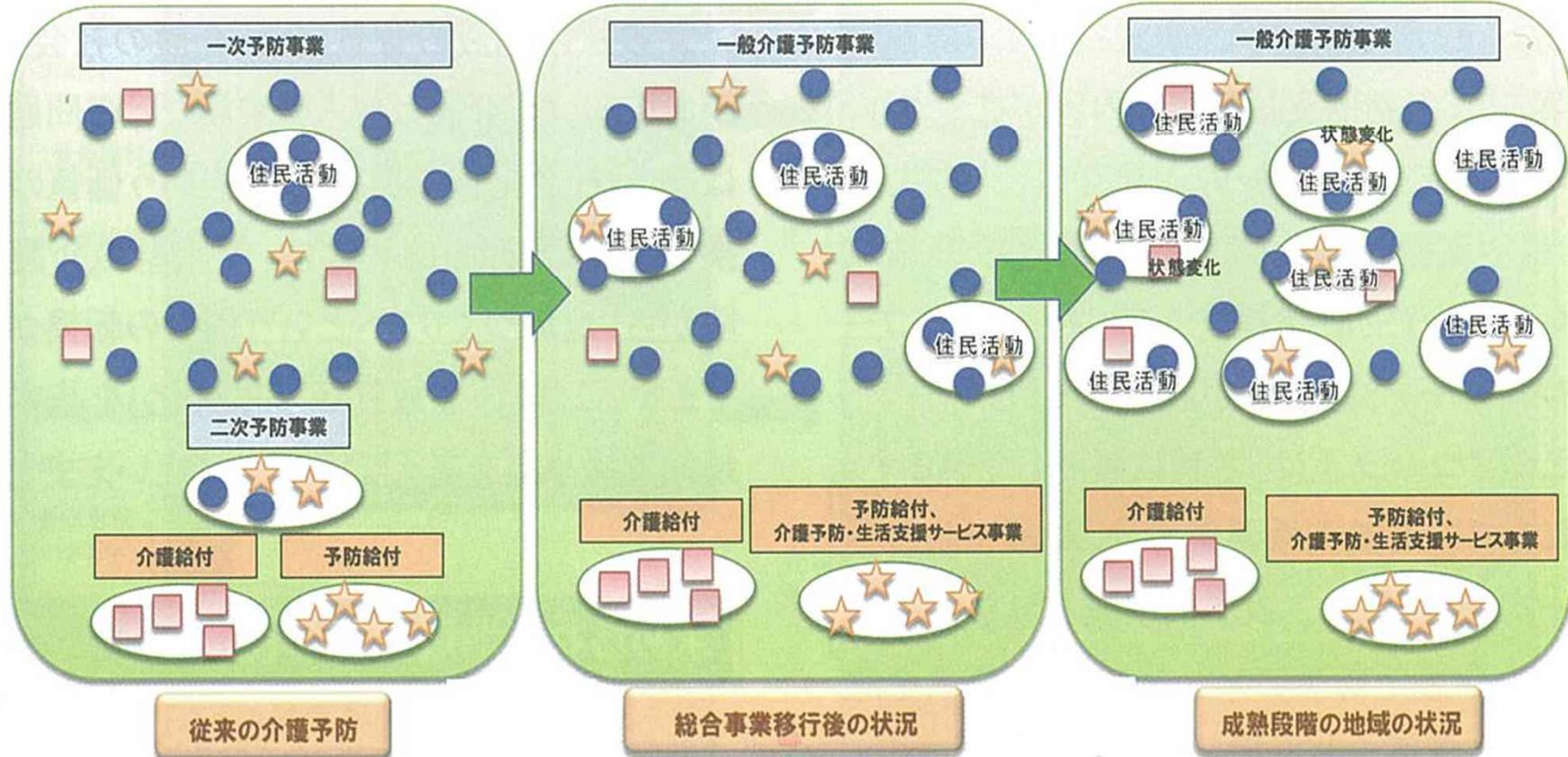
# 「地域づくり」の中の介護予防

## 新しい住民の支え合いの仕組みづくり

■ 従来の介護予防では、状態ごとに事業が組み立てられており、地域住民同士で支え合う地域力を醸成するようなアプローチが不十分であった。

■ 未参加者は多数であるが、比較的元気な高齢者を中心に住民主体の小規模な活動(体操教室やサロンなどの居場所)が徐々に形成される。

■ 住民主体の活動が増加。地域住民同士で支え合う地域力が育まれ、年齢や心身の状況等によらず、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現



## 生活支援

住み慣れた地域での**自立**した  
**日常生活**が送れるために、  
地域の**多様な主体**（住民、ボラン  
ティア、民間企業など）による**多  
様な生活支援**を地域の中で確保

介護専門職は  
専門的な支援を中心とした  
中重度ケアに重点化していきます

総合事業はサービスづくりではなく  
「地域づくり」です

地域の実情に合わせた方法で、  
丁寧に時間をかけて取り組みます

地域の福祉課題解決のため  
現在活動されている方が集まって  
協議をする場「協議体」を立ち上げ  
支えあいの仕組みづくりを進める

協議体（エリア設定や役割で3層構造）

第1層：市全体の資源開発や第2層の連携・支援

第2層：身近なまち<sup>(14地区)</sup>の課題や解決策を考える

第3層：解決のための実施について考える（実践）

東近江市では

**第1層**を東近江市全体

**第2層**をまちづくりの単位 **14地区**

旧八日市 { 平田、市辺、玉緒、御園  
(8地区) { 建部、中野、八日市、南部

永源寺、五個荘、愛東

湖 東、能登川、蒲生 と位置づける

## 2 東近江市の 総合事業への移行について

市では、介護予防訪問介護や通所介護を提供されている**事業所**、並びに、**要支援認定者**で介護予防訪問介護や通所介護を利用されている方の、**総合事業への移行がスムーズ**にいくように進めています。

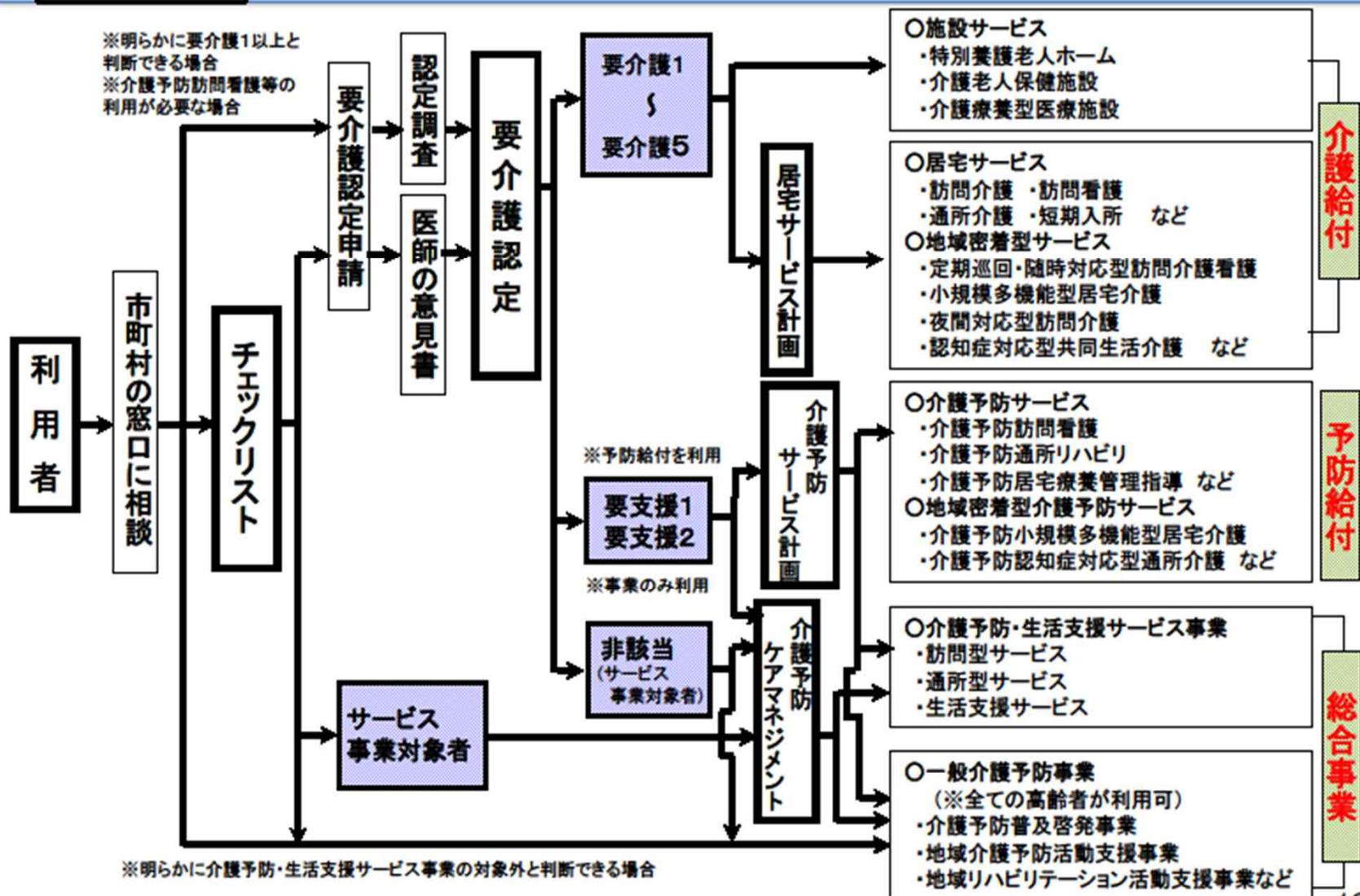
東近江市では

平成29年4月1日に

要支援認定者も一斉に

総合事業へ移行の予定

## 【参考】介護サービスの利用の手続き



訪問サービス	介護予防訪問介護	総合事業に移行
	介護予防訪問入浴介護	
	介護予防訪問看護	
	介護予防訪問リハビリテーション	
通所サービス	介護予防通所介護	総合事業に移行
	介護予防通所リハビリテーション	
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護	
	介護予防短期入所療養介護	
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
福祉用具	介護予防福祉用具貸与	
	特定介護予防福祉用具販売	
住宅改修	介護予防乳宅改修費	
介護予防支援	介護予防サービス計画費	介護予防ケアマネジメント
介護予防居宅療養管理指導		
介護予防特定施設入居者生活介護		

# 3 現行の介護予防訪問介護相当サービスについて

		現行の介護予防訪問介護相当サービス		
サービス種類名	介護予防訪問介護相当サービス			
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者			
実施方法	事業所指定(みなし指定)			
基準	現行の基準(人員・設備・運営)と同様			
サービスの単位	サービス名称	対象者	単位	
	訪問型サービス( )	事業対象者、要支援1、要支援2	1,168単位/月	
	訪問型サービス( )	事業対象者、要支援1、要支援2	2,335単位/月	
	訪問型サービス( )	要支援2	3,704単位/月	
1単位あたりの単価	国が規定した地域単価(東近江市は7級地)			
加算・減算	給付と同様			
	加算	初回加算、生活機能向上連携加算、 介護職員処遇改善加算、特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、中山間地域等における小規模事業所加算(東近江市は対象外) 青字の加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目		
減算	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
サービス開始時期	平成29年4月1日			

# 4 現行の介護予防通所介護相当サービスについて

		現行の介護予防通所介護相当サービス		
サービス種類名	介護予防通所介護相当サービス			
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者			
実施方法	事業所指定(みなし指定)			
基準	現行の基準(人員・設備・運営)と同様			
サービスの単位	サービス名称	対象者	単位	
	通所型サービス	事業対象者、要支援1	1,647単位/月	
	通所型サービス	要支援2	3,377単位/月	
1単位あたりの単価	国が規定した地域単価(東近江市は7級地)			
加算・減算	給付と同様			
	加算	生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、若年性認知症利用者受入加算 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 <u>青字の加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目</u>		
減算	利用者の数が利用定員を超える場合、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
サービス開始時期	平成29年4月1日			

現行相当サービスについて、  
総合事業に移行するというこ  
とは、給付から事業に移行す  
ることになります。

# 5 区分支給限度額

利用者区分	サービス利用パターン例	支給限度額	利用者負担
事業対象者	事業(訪問介護)のみ	5,003単位	給付と同様 (負担割合証に応じた、基本利用料の1割又は2割の額)
	事業(通所介護)のみ		
	事業(訪問介護と通所介護)		
要支援1	給付のみ	5,003単位	
	給付 + 事業(訪問介護)		
	給付 + 事業(通所介護)		
	事業(訪問介護と通所介護)		
要支援2	給付のみ	10,473単位	
	給付 + 事業(訪問介護)		
	給付 + 事業(通所介護)		
	事業(訪問介護と通所介護)		

## 6 事業所に期待すること

### スムーズな移行への協力を

現在、介護予防訪問介護サービスや通所介護サービスを利用されている要支援認定者が、悩むことなく、スムーズに総合事業へ移行できるように事業所もご協力をお願いします

# 地域住民と一緒に支え合い の仕組みづくりを

地域に入って、住民の方と一緒に支え合いの仕組みづくりにかかわっていただければと期待しています。